

議案第 4 4 号

栗山町交流プラザ設置条例

(設置目的)

第 1 条 高齢者がいつまでも元気に、活力に満ちた生活を送るための生きがいの場を提供し、多世代との交流事業及び生涯学習事業等を推進するため、交流プラザを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栗山町いきいき交流プラザ

位置 栗山町中央 3 丁目 3 2 4 番地 1

(開館時間及び休館日)

第 3 条 交流プラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休 館 日 ア 毎週日曜日

イ 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 5 日までの日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日

(入館の制限)

第 4 条 町長は、他に迷惑を及ぼしたり、館内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(損害賠償)

第 5 条 使用者が使用に当たり、建物、設備又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長が定めるところにより、その損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、町長は、賠償額を減額又は免除することができる。

(管理の代行等)

第 6 条 町長は、交流プラザの管理運営上必要があると認めたときは、指定管理者（地方

自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
以下同じ。）に、交流プラザの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 交流プラザの維持及び管理等
- (2) 前号に掲げる業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合における前3条の規定の適用については、「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。